

事 務 連 絡
平成21年8月24日

各県立学校長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ流行期における県立学校の臨時休業措置等の
ガイドライン（案）について（通知）

先般、厚生労働大臣は、「新型インフルエンザの本格的流行が既に始まっている可能性があり、今後、学校が再開された際には、感染が急激に拡大することも十分に考えられる」との談話を発表し、国民の注意を喚起しました。

県内でも、7月下旬から急速に感染者数が拡大し、8月中旬以降、学校での集団発生事例が連日確認されています。また、感染確認後に予想を超える勢いで感染者数が急増した例も出ています。

既に二学期に入った学校も多い中、あらためて学校関係者の危機管理意識を喚起するとともに、感染者が発生した際の出席停止又は臨時休業措置（学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校）を的確かつ迅速に講ずる必要が生じています。

6月22日付け通知のとおり、各学校長は、通常の季節性インフルエンザと同様の手続（学校医との相談など）により、必要な臨時休業措置の内容を決定することとしておりますが、先に送付した「これまでの経過に関する検証」にも記述したように、臨時休業措置等についての具体的指針を求める県立学校のニーズは強いものと認識しております。

以上の状況に鑑み、島根県教育委員会は、別添の「新型インフルエンザ流行期における県立学校の臨時休業措置等のガイドライン（案）」を作成しました。

同文書にも明記したとおり、このガイドライン（案）は、学校長による臨時休業措置等の決定に際し、あくまでも判断材料の一つとして位置づけられるものであり、実際には、個別具体的な感染状況に即して学校医や保健所の助言・指導も勘案しながら、総合的な判断が求められることとなりますが、御参考までに送付するものです。

なお、このガイドライン（案）は、8月27日に予定されている島根県危機管理連絡会議において決定される運びであることを申し添えます。

事 務 連 絡
平成21年8月24日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ流行期における県立学校の臨時休業措置等の
ガイドライン（案）について（通知）

先般、厚生労働大臣は、「新型インフルエンザの本格的流行が既に始まっている可能性があり、今後、学校が再開された際には、感染が急激に拡大することも十分に考えられる」との談話を発表し、国民の注意を喚起しました。

県内でも、7月下旬から急速に感染者数が拡大し、8月中旬以降、学校での集団発生事例が連日確認されています。また、感染確認後に予想を超える勢いで感染者数が急増した例も出ています。

既に二学期に入った学校も多い中、あらためて学校関係者の危機管理意識を喚起するとともに、感染者が発生した際の出席停止又は臨時休業措置（学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校）を的確かつ迅速に講ずる必要が生じています。

6月22日付け通知のとおり、各学校長は、通常の季節性インフルエンザと同様の手続（学校医との相談など）により、必要な臨時休業措置の内容を決定していただくよう要請しております。

市町村教育委員会におかれては、長年にわたる季節性インフルエンザの経験の蓄積をもとに、地域の実情に応じた的確な臨時休業措置等の運用方針を検討されていることと存じますが、一方、県立学校においては、先に送付した「これまでの経過に関する検証」にも記述したように、臨時休業措置等についての何らかの具体的指針を示してほしいという学校現場の強いニーズがあります。

以上の状況に鑑み、島根県教育委員会は、別添の「新型インフルエンザ流行期における県立学校の臨時休業措置等のガイドライン（案）」を作成しましたので、御参考までに送付します。

なお、このガイドライン（案）は、8月27日に予定されている島根県危機管理連絡会議において決定される運びであることを申し添えます。